

令和6年第7回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和6年7月19日 午前10時00分

閉会 令和6年7月19日 午前11時00分

2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範

渡邊 昭男

平野 敬祐

石川 博正

青山 みか

深谷 明

石川 万里子

毛受 淳一

近藤 明

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明

原田 勝行

加藤 延保

村山 公夫

石川 和孝

小川 泰則

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

議案第27号	農地法第5条許可申請について	別紙2件
議案第28号	生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明願について	別紙1件
議案第29号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	別紙1件
議案第30号	農用地利用集積等促進計画の公告について	別紙6件
議案第31号	農地法第3条の許可申請における農地の高齢取得について	別紙1件
報告第24号	農地法第3条の3届出について	別紙4件
報告第25号	農地法第4条届出について	別紙1件
報告第26号	農地法第5条届出について	別紙8件
報告第27号	農地法第18条通知について	別紙2件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長 ただいまより、令和6年第7回豊明市農業委員会総会を開催いたします。
例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の
指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長 議事録署名者は3番委員と4番委員にお願いします。それでは、議案に入
ります。議案第27号1番案件、農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第27号1番案件について説明します。

申請地は沓掛町地内です。

土地造成については約50cm程度盛土を行い、乗り入れ以外の敷地外周
は、コンクリートブロックで囲い土砂等の流出を防ぎます。また、隣接農地との
境界には目隠しフェンスを設置し、光害対策を行います。

汚水排水は浄化槽により処理後、東側道路下部を介して水路へ放流しま
す。

雨水は集水桝にて集水し、東側道路下部を介して水路へ放流します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責
任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局とし
ては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めま
す。

2番委員 7月13日に4番委員と農地利用最適化推進委員3番委員で申請地の現地
確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

4番委員 倉庫等も設置するのですか。

事務局 その予定です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 図面の名称が集合住宅となっていますが、どういうことでしょうか。

事務局 誤記です。修正するよう依頼をします。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第27号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第27号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第27号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第27号2番案件について説明します。
申請地は阿野町地内です。
雨水は集水桝で集水し、南東側既設側溝へ排水します。
汚水・雑排水については、合併浄化槽にて処理し南東側既設側溝へ排水します。
また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 7月11日に農地利用最適化推進委員1番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第27号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第27号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第28号、生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明願について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第28号について説明します。
申請地は阿野町地内です。
申請書類などからも、所有者の方が、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であったことを証明することに、問題はないと思われますので、ご審議のほどお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 7月11日に農地利用最適化推進委員1番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第28号は可決いたします。引き続きまして、議案第29号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第29号について説明します。
1番案件は新規契約分となっています。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

1番委員 借受人の年齢はいくつで、何を作付けされている方ですか。

事務局 40代の方で、近くでいちごを作付けしており、この申請地ではブルーベリーを作付けされとのことでした。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第29号は可決いたします。引き続きまして、議案第30号農用地利用集積等促進計画の公告について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第30号について説明します。
1番案件から6番案件まで新規契約分となっています。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第30号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第30号は可決いたします。引き続きまして、議案第31号、農地法第3条の許可申請における農地の高齢取得について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第31号について説明します。

先月に引き続きの議案でございます。3条取得の高齢化により作付けを行うことが困難になる事案が複数件起きており、ご本人様や、後継者の方に取得理由や営農の意思を確認するため、3条申請の際に一定の年齢以上の方に対し、高齢取得の理由書の添付をお願いしようとするものです。

前回、委員のみなさまからご意見を募集させていただき、いただいた意見を反映した様式が今回の別紙でございます。

今回は75歳から85歳までの5歳刻みと、添付させる必要が無い の4つの選択肢から1つ選んでいただきたいと思います。

また、添付を求める年齢の下限を75歳にさせていただいた理由は、医療制度の定義にはなりますが、後期高齢者の区分に該当するのが75歳以上の方になるからです。

どの年齢から添付させるか、または添付を求めないかを諮らせていただきます。豊明の農業者の年齢事情も鑑みてのご審議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。

ここのところ、農地を高齢で取得するケースが増えておりますが、お体を崩されたりして、すぐに営農が困難になってしまうことを考慮し、後継者の方にも承知いただいた方がよいのではないかとということで、事務局で様式を作成してもらいました。何歳からこの様式を添付してもらうのか、または添付を求めないのか、各委員の意見を伺います。

2番委員からお願いします。

2番委員 あえて添付を求めなくても良いとは思いますが、どうしてもということであれば 85歳以上で良いのではないかと。

議 長 ありがとうございます。続きまして、3番委員お願いします。

3番委員 理由書を提出いただくことは良いと思いますが、年齢については、近隣と揃えるのが良いと思います。70歳くらいから提出させている市町があったかと記憶しております。選択しにはないですが70歳からで良いのではないでしよ

うか。

議 長 ありがとうございました。続きまして、4番委員お願いします。

4番委員 後期高齢者という言葉がある以上、それを使ったほうが説明もし易いと思いますので、75歳以上から添付を求めるのが良いと思います。

議 長 ありがとうございました。続きまして、9番委員お願いします。

9番委員 健康寿命というのが、だいたい72歳くらいと言われていて、それを少し過ぎたあたりでもあり、後期高齢者という言葉がありますので、75歳から求めるのが妥当だと思います。
ただ、後継者がいないケースではどうなるのでしょうか。

事務局 後継者がいない場合は、また個別でお諮りする案件になるかと思います。
営農規模拡大以外の理由で取得したい場合もありますし、どのような理由で取得されるのかを総合的に判断することになるかと思います。

議 長 わかりました。続きまして、7番委員お願いします。

7番委員 高齢の方でも元気な方も多いですが、やはり一般的に考えると75歳くらいから添付を求めるのが良いのではないのでしょうか。

議 長 ありがとうございました。続きまして、6番委員お願いします。

6番委員 後継者から見ると、親がどんどん規模を拡大しているのが今かなり負担になっていたりもする。そういった意味でも、75歳以上で後継ぎの方の承諾を得るというのは、情報を共有する意味でも大事になると思います。

議 長 ありがとうございました。続きまして、11番委員お願いします。

11番委員 75歳以上で添付をさせるのが妥当だと思います。

議 長 ありがとうございました。
85歳以上や、近隣市に揃える、75歳以上と様々なご意見がありましたが、75歳以上というのが一番多かったと思います。
その他ご意見ありましたら、お願いいたします。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第31号について、75歳以上から添付を求めることに賛成の方の挙手を願います。

挙手多数

議 長 それでは、議案第31号につきましては、75歳以上の方から添付を求めることとします。

引き続きまして、報告第24号から第27号について、報告願います。

事務局 報告第24号、第25号、第26号、第27号について説明

議 長 以上のとおり、報告第24号から第27号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします。（時に午前11時00分）